

国立大学法人奈良教育大学運営会議規則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成18年 3月16日規則第21号

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）の円滑かつ機動的な大学運営を行うため、大学に運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 国立大学法人奈良教育大学役員会の議決事項以外の日常的な意思決定に関すること。
- 二 委員会間の調整に関すること。
- 三 その他全学的観点が必要な事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事（教育担当）
- 三 理事（総務担当）
- 四 副学長（企画担当）
- 五 副学長（研究担当）
- 六 副学長（国際交流・地域連携担当）
- 七 事務局長
- 八 学長が指名する者 若干名

(委員会)

第4条 運営会議は、学長が主宰し、その議長となる。

2 運営会議の議事は、原則として出席した委員の同意をもって決し、同意できない委員がある場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 運営会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 運営会議の事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第21号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。